

第三章 有人

令和6年11月1日から **宣誕** の 飲酒運転に係る罰則を強化!!

改正前

「酒酔い運転」のみが処罰の対象(酒気帯び運転は対象外)



「酒酔い運転」に加え、「酒気帯び運転」も処罰の対象





自転車の酒気帯び運転のほか、下記行為にも罰則が適用!!

「車両(自転車)の提供」「酒類の提供」「車両への同乗」

酒気帯び運転に係る罰則

酒気帯び運転に係る罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

幇助に係る罰則

車両の提供

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両への同乗

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



交通企画課

公式ツイッター





飲酒運転撲滅 スペシャルコンテンツ





~ 自転車も車両!!飲酒運転は絶対に許されません!!

悪質自転車に対する取締り強化中